

参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示

平成23年10月19日

支出負担行為担当官

沖縄気象台長 横山 辰夫

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

1 当該招請の主旨

本業務については、那覇航空測候所において空港気象ドップラーレーダー装置の点検を行うものであるが、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

応募の結果、4. の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、本業務に必要な当該装置の構造及びソフトウェア等の詳細を熟知している法人等(以下、「特定法人等」という。)との契約手続きに移行する。

なお、4. の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、一般競争入札方式による公告を行う予定である。

2 業務概要

- (1) 業務名 空港気象ドップラーレーダー装置（平成23年度）下期点検調整作業
- (2) 業務内容 那覇航空測候所の空港気象ドップラーレーダー装置の点検・調整作業
- (3) 履行期限 成24年2月29日

3 業務目的

那覇航空測候所にある空港気象ドップラーレーダー装置の機能を保全し、観測精度の維持を図るために実施するものである。

また、本仕様書に基づく点検・調整あるいは交換を行っても機能の保全が困難と認められる場合には、関連資料を提出させることによって効果的な対策を行うものである。

4 応募要件

(1) 基本的要件

- ① 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- ② 平成22・23・24年度国土交通省（全省庁統一資格）「役務の提供等」において九州・沖縄地域の競争参加資格を有する者であること。
- ③ 沖縄気象台から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

(2) 技術力に関する要件

空港気象ドップラーレーダーが航空機の運航業務に重要であることを理解し、これらの業務に支障を与えないように作業を行える技術を有すること。

(3) 設備・システムに関する要件

当該設備、装置の性能・機能仕様を理解し、当該業務を実施するための資料に示す項目について、個々の要件を満足するような作業を行う技術を有すること。

(4) 守秘性に関する要件

① 当台から提供された資料は、監督職員の許可を受けた場合又は公開資料であることが明らかである場合を除き、本業務以外の目的で使用してはならない。

また、貸与された資料は本業務終了後直ちに返却しなければならない。

② 当台の許可を受けた場合を除き、本成果物を他に流用してはならない。

(5) 業務執行体制に関する要件

履行期限までに移設を完了する体制を有するとともに、当該業務終了後に発生した不具合などについて必要な連絡窓口、保守体制を持つこと。

(6) 業務実績に関する要件

空港気象ドップラーレーダー装置と同種の装置の点検実績があること。

5 手続等

(1) 担当部局

沖縄県那覇市樋川 1-15-15

沖縄气象台 会計課 第一契約係

電話 098-833-4282 F A X 098-833-4300

(2) 説明書の交付期間、場所

平成23年10月19日から平成23年10月28日まで (1) ①に同じ

(3) 参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

平成23年10月31日 17時まで (1) ①に同じ

応募者は、応募要件を満たす資料を作成し(書式は任意、但しA4版とする)、別紙「参加意思確認書」に添付のうえ、持参、郵送(書留郵便に限る)又は伝送(事前に(1) ①へ連絡を入れること)すること。

なお、上記期限までに到着しなかった場合は、当該参加意思確認書は無効とする。

6 その他

① 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

② 関連情報を入手するための照会窓口は、5 (1) に同じ

③ 一般競争方式による公示を行うこととなった場合、その旨後日通知する。

④ 4 (1) ②に掲げる一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けていない場合も5 (3)により参加意思確認書を提出することができるが、本件が一般競争入札による公告を行うこととなった場合で当該入札の競争参加資格確認申請を行う場合には、当該資格の認定を受けていなければならない。

⑤ 詳細は公募説明書による。